

第1回総務企画専門委員会 座席配置

平成26年2月14日（金）
滋賀県大津合同庁舎7-A会議室

出入口

記者席

傍聴者席

出入口

太田 委員◎
増田 委員◎
松永 委員◎
川崎 委員◎
福永 委員◎
山崎 委員◎
中井 委員◎

◎嘉悦 委員
◎沢井 委員
◎柴田 委員
◎辻 委員
◎中川 委員
◎中村恒 委員
◎中村富 委員
◎廣田 委員

事務局

◎説明者
◎事務局長
◎教育次長
◎説明者

総務企画専門委員会 委員

(順不同: 敬称略)

選 出 区 分	機関・団体名および役職名	氏 名
市 町 関 係	滋賀県市長会 事務局長	中村 恒晴
	滋賀県町村会 事務局長	中村 富士男
ス ポ ー ツ 関 係	公益財団法人滋賀県体育協会 常務理事	増田 和貴
	滋賀県高等学校体育連盟 監事	辻 雅代
	滋賀県中学校体育連盟 副会長	中川 一彦
	滋賀県スポーツ推進委員協議会 理事	嘉悦 和子
	滋賀県障害者スポーツ協会 理事	太田 千恵子
医 療・福 祉 関 係	滋賀県健康推進員団体連絡協議会 副会長	柴田 恵美子
産 業・経 済 関 係	滋賀県商工会議所連合会 専務理事	沢井 進一
	滋賀県商工会連合会 専務理事	廣田 由行
学 識 経 験 者	滋賀県スポーツ推進審議会 (龍谷大学 経営学部 准教授) 委員	松永 敬子
県 関 係	総合政策部企画調整課 課長	川崎 辰巳
	総務部管理監(市町振興課長事務取扱)	福永 忠克
	商工観光労働部観光交流局 副局長	山崎 薫
	教育委員会事務局スポーツ健康課 課長	中井 敏勝

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 総務企画専門委員会 会議公開方針（案）

第1 趣旨

この方針は、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会総務企画専門委員会（以下「専門委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

第2 会議の公開・非公開の取扱

- 1 専門委員会の会議は、原則として公開するものとする。
- 2 次のいずれかの場合にあっては、委員長が専門委員会に諮って会議を非公開とすることができる。
 - (1) 滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項に準じる事項を審議する場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合

第3 会議の開催の通知

専門委員会は、公開の会議を開催する場合（議題の一部について公開する場合を含む。）は、事務局においてあらかじめ次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要が生じたときは、前日まで）にインターネット上の滋賀県ホームページへの掲載により県民に周知するとともに、報道機関に資料提供を行うものとする。

- ア 開催日時
- イ 開催場所
- ウ 議題
- エ 傍聴者の定員
- オ 傍聴の手続き
- カ 議事録等の公表の時期および方法
- キ 問い合わせ先

第4 公開の方法等

専門委員会の会議の公開の方法は、会議の傍聴および会議結果の公表の方法により行うものとする。

1 会議の傍聴

(1) 会議の傍聴については、傍聴希望者（報道関係者を除く。）の内から委員長が傍聴を許可する。

なお、報道関係者には、公開する会議の取材を認めるものとする。

また、会議の全部を非公開とする場合にあっても、議事に入るまでの間の報道関者の取材は認めるものとする。

(2) 傍聴者の定員は、10名とする。

ただし、会議場の都合等でやむを得ない理由がある場合には、10名未満の数とすることができます。

(3) 前2項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

(4) 会議の一部を非公開とする場合、委員長は当該非公開議題の議事に先立ち、傍聴および報道関係者へ会場からの退席を指示するものとする。

(5) 傍聴者は、抽選により決定する。

ただし、会議の開会時刻の20分前までに傍聴を希望した者が定員に満たない場合は、会議の開会時刻まで定員内で先着順により決定する。

(6) 委員長は、公開の会議の秩序を維持するため、必要な定めをすることができる。

2 会議結果の公表

公開した会議の結果については、事務局において議事録（非公開の議題については、会議要録）を作成し、原則として1か月以内に滋賀県ホームページへの掲載による情報提供に努めるものとする。

ただし、個人名等公開することが不適当と認められる事項について公開しないこととすることができる。

第5 その他

本方針に定めのない事項は、委員長が専門委員会の意見を聞いて必要の都度定めるものとする。

滋賀県情報公開条例 第6条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 法令もしくは条例（以下「法令等」という。）の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報
- イ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員および職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員および職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員ならびに地方独立行政法人の役員および職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

- ア 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (3) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧または捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (4) 法令等の規定により、または法律もしくはこれに基づく政令の規定による指示（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条第 1 号へ規定する指示その他これに類する行為をいう。）により明らかに公にすることができるない情報
- (5) 県の機関ならびに国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県の機関または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締りまたは試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 県、国もしくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等または地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

傍聴要領(案)

総務企画専門委員会

総務企画専門委員会の会議を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 総務企画専門委員会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開会時刻の20分前に、会場に設置する受付にお越しください。受付で住所と氏名のご記入をお願いします。
- (2) (1)により傍聴を希望する者が定員を超えたときは、抽選により傍聴許可者を決定します。
- (3) (1)により傍聴を希望する者が定員に満たない場合は、定員を満たすまで先着順で傍聴を許可します。ただし、会議の開会時刻以降の傍聴許可はいたしません。
- (4) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (5) 前4項の規定にかかわらず、委員長が特に認める者は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、すみやかに会場外へ退出すること。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。

国民体育大会の概要

1 目 的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 性 格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

3 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）、文部科学省および開催地都道府県（以下「開催県」という。）とし、各競技会については日体協加盟競技団体および会場地市町村を含めたものとする。

4 開催時期・会期

9月中旬～10月中旬の11日間以内

※ 大会の会期は、開催3年前に日体協が開催県と協議して決定する。

5 実施予定競技

別紙のとおり

国体実施競技区分（第74回大会～第77回大会）

※滋賀県開催の第79回大会実施競技は平成27年頃発表予定

○正式競技（37 競技）

毎年実施競技（36 競技）

陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、
バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、
ウェイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、
軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、
弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、
アーチェリー、空手道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン

隔年実施競技（1 競技）

銃剣道またはクレー射撃

○特別競技（1 競技）

高等学校野球（硬式・軟式）

○公開競技（5 競技）

綱引、パワーリフティング、ゲートボール、グラウンドゴルフ、武術太極拳

○デモンストレーションスポーツ

先催県のデモンストレーションスポーツ実施例

ビリヤード、キンボール、ウォーキング、ウォークラリー、ビーチバレー、
ソフトバレー、スポーツチャンバラ、ドッヂビー、インディアカ、
マレットゴルフ、ジュニアソフトテニス、ペタンク、ターゲットバードゴルフ、
ラージボール卓球、3B 体操、オリエンテーリング、ユニカール、ディアスロン、
サイクリング、バウンドテニス、少林寺拳法、ダンススポーツなど

※種目は開催県と県当該団体が調整の上、(公財)日本体育協会で決定

国民体育大会における実施競技区分の概念図

競技区分	所 属	競技形式	会 期	成 績
毎年実施競技				天皇杯・皇后杯 成績対象
隔年実施競技				
正式競技	都道府県対抗	大会会期内		
	日体協加盟店 (準加盟店)			但し、隔年実施競技 については、当該大 会実施競技のみを対
	開催地選択競技 ※第74回～第77回 大会は休止			
公開競技	中央競技団体の 考え方による	大会会期前・内		天皇杯・皇后杯 成績対象外
デモンストレーションスポーツ	開催都道府県 体協加盟店・認定	開催県の 考え方による		

[補足]

各大会における「正式競技」は、「毎年実施競技」と、「隔年実施競技」のうち当該大会において実施した競技、並びに「開催地選択競技」とする。

第36回国民体育大会(びわこ国体)の概要

スローガン：水と緑にあふれる若さ

1 開催期日 夏季大会：昭和56年9月13日～16日
秋季大会：昭和56年10月13日～18日

2 参加者数 監督・選手：22,540人
本部役員：1,257人

3 開・閉会式

		夏季大会	秋季大会
開会式	期日	昭和56年9月13日	昭和56年10月13日
開会式	会場	県立彦根総合運動場スイミングセンター	大津市皇子山総合運動公園陸上競技場
閉会式	期日	昭和56年9月16日	昭和56年10月18日
閉会式	会場	県立彦根総合運動場スイミングセンター	大津市皇子山総合運動公園陸上競技場

4 競技会場一覧

競技	会場	競技	会場
水泳(競泳、飛込)	県立彦根総合運動場スイミングセンター	軟式庭球	長浜市民庭球場
水泳(水球)	長浜市民プール	卓球	草津市総合体育館
漕艇	県立琵琶湖漕艇場	軟式野球	近江八幡市立運動公園野球場
ヨット	際川ヨットハーバー		県立八幡商業高校第2グラウンド
陸上競技	大津市皇子山総合運動公園陸上競技場		守山市民運動公園野球場
サッカー	甲西町町民グラウンド陸上競技場		県立守山高校グラウンド
	甲西町野洲川運動公園	相撲	日野農村教養文化体育館
	水口スポーツの森サッカー競技場	馬術	日本中央競馬会栗東トレーニングセンター乗馬苑
	水口スポーツの森野球場	柔道	伊香体育館
	県立水口高校グラウンド		長山公園グラウンド
	県立水口東高校グラウンド		県立八日市高校グラウンド
テニス	県立彦根総合運動場庭球場	ソフトボール	市立聖徳中学校グラウンド
	彦根市金龜公園庭球場		草津市野村運動公園グラウンド
ホッケー	伊吹町民グラウンド		県立草津高校グラウンド
	県立伊吹運動場		市立松原中学校グラウンド
ボクシング	能登川町民スポーツセンター	フェンシング	五個荘町民体育館
バレー	守山市民運動公園体育館		町立五個荘中学校体育館
	守山市民運動公園トレーニングセンター	バドミントン	大津市皇子が丘公園体育館
	市立守山中学校体育館	弓道	県立長浜高校弓道場
	近江八幡市立運動公園体育館		県立長浜高校グラウンド特設射場
	近江八幡市民体育館	ライフル射撃	県立ライフル射撃場(AR.SB.AP)
	県立八幡商業高校体育館		県警察射撃場(CP)
体操	栗東町民体育館	剣道	県立堅田高校体育館(BR)
バスケットボール	県立体育館		町立今津中学校体育館
	県立膳所高校体育館		県希望が丘文化公園陸上競技場
	県立大津高校体育館		県希望が丘文化公園球技場
	県立石山高校体育館		県希望が丘文化公園芝生ランド
	市立栗津中学校体育館	ラグビーフットボール	登はん競技場・楊梅滝周辺
	新日本電気(株)体育館		踏査競技場・高島踏査会場
レスリング	(株)滋賀銀行体育館		朽木踏査会場
ウェイトリフティング	甲賀町公園体育館	山岳	縦走競技場・比良山系
	滋賀勤労身体障害者体育館		湖東町民体育館
	安曇川町総合体育館	空手道	アーチェリー
	県立安曇川高校体育館		秦莊町民スポーツセンターグラウンド
	県立彦根工業高校グラウンド	銃剣道	今津勤労者体育センター
	県立彦根工業高校体育館	クレー射撃	信楽国際総合射撃場
ハンドボール	彦根市民体育センター	公	高校野球(硬式)
	大津びわこ競輪場	開	大津市皇子山総合運動公園野球場
自転車	1市5町周回ロードコース	競	高校野球(軟式)
			県立彦根総合運動場野球場
			びわこモーターボート競走場
			瀬田川特設カヌー場

5 総合成績

種別	順位	得点	優勝種目数	備考
男女総合(天皇杯)	1位	357.51	16	2位東京、3位大阪、4位福岡
女子総合(皇后杯)	1位	174	6	2位東京、3位大阪、4位福岡

(出典:「第36回国民体育大会報告書」)

第79回国民体育大会 開催準備経過

年 月 日	内 容
平成24年 5月16日 ～ 12月18日	「滋賀らしい国体」のあり方を検討するため、県に外部有識者、公募委員等による「国体検討懇話会」を設置し、4回の会議を開催。
平成25年 1月 7日	「国体検討懇話会」座長（飯田稔 びわこ成蹊スポーツ大学学長）から、知事および県教育委員会に検討結果報告書の提出。
2月 14日	知事が県議会（平成25年2月定例会）の提案説明において、第79回国民体育大会を招致したい旨を表明。
3月 19日	県教育委員会（平成25年3月定例会）において、「第79回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決。
3月 22日	県議会（平成25年2月定例会）において、「第79回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決。
3月 26日	公益財団法人滋賀県体育協会の理事会において、「第79回国民体育大会の招致」について決議。
4月 1日	県教育委員会事務局スポーツ健康課内に「国体準備室」を設置。
4月 11日	知事、県教育委員会および公益財団法人滋賀県体育協会会长から、文部科学大臣および公益財団法人日本体育協会会长に対し、「第79回国民体育大会開催要望書」を提出。
7月 24日	公益財団法人日本体育協会の理事会において、開催申請書提出順序の了解（開催内々定）。

国体検討懇話会 検討結果報告書のあらまし

- 国民体育大会（国体）は国内最大のスポーツイベント。各府県の持ち回りで開催。
- 国体に関し、「地方の財政事情の悪化」「総合優勝のみを目的とする無理な強化策」などの問題が提起されている。
- 滋賀県では平成36年の開催を想定しなければならない状況。
- 平成24年度「国体検討懇話会」を設置、「時代の流れに沿った『滋賀らしい国体』のあり方」について検討を行った。

I 滋賀で国体を開催する「意義」について

国体開催は、滋賀に住む人びとの「暮らしの質」を高め、「絆」を深める契機となる。

「夢育て」

滋賀の次世代を担う子どもや若者たちが、
スポーツの意義や楽しさに触れ、夢を育てるきっかけとできる。

「スポーツの推進・健康育て」

あらゆる人びとがスポーツに親しみ、
生涯にわたり健康な生活を送るきっかけとできる。

「人育て」

スポーツを通じ、郷土を愛し、支えることのできる人材を育てることができる。

「地域育て」

未来の滋賀に有形・無形の資産を残すことで、
持続可能で活力ある地域社会の形成に資することができる。

「滋賀のファン育て」

全国から滋賀を訪れる多くの人に、滋賀の魅力を伝える絶好の機会とできる。

II 時代の流れに沿った「滋賀らしい国体」のあり方について

～滋賀で国体を開催する際に掲げるべき「目標」～

国体開催を契機に、滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会をつくる。

1 滋賀をスポーツで元氣にする国体

健康づくり・スポーツ振興

- 少子高齢化社会を見据え、国体を県民の健康づくりに向けての行動の契機とし、活力ある地域社会の基盤を形成
- 滋賀のあらゆる人びとが、将来にわたりスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくり

2 滋賀の若者や女性が主体的に関わる国体

若者・女性が関与

- 自分たちが主役となる国体に、準備の早い段階から若者が関与できる機会を確保するとともに、世代間交流を促進
- 自ら進んで国体準備や開催に関わることで、心身ともにたくましく、思いやりの心を持った子どもを育成
- 女性の視点による国体準備や運営に配慮することを通じた、女性がよりスポーツに親しむことのできる環境づくり

3 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす国体

多様なひとの協働
大学・企業との連携

- 様々な立場のひと、多様な主体との連携など、滋賀の「人の力」を活かした国体開催と、開催を通じた協働社会の実現
- 各大学・県内企業の持つ、滋賀の「地と知の力」を活かした国体開催と、開催を通じた社会貢献の定着

4 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる国体

滋賀の魅力発信
・まちおこし

- 環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を、各地域の特性を活かしつつアピール
- 国体を契機に、国体準備や運営、「おもてなし」の経験を活かしビジネスを展開、地域経済を活性化

5 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する国体

新たな考え方による
競技力向上

- 競技力向上は、国体終了後に残る選手と指導者の好循環の形成が目的

6 滋賀の未来に負担を残さない国体

財政均衡のもとでの開催

- 大学や企業の施設も含めた既存施設の有効活用や大会運営の簡素・効率化を通じ、財政均衡のもとで開催
- 民間活力の導入も視野に入れ、必要性や規模を十分検討、国体後も持続可能な施設を整備
- 環境にも配慮した、防災等多目的に使用できる施設を整備

III 国体開催にあたっての課題と、対処の方向性について

目標の実現に向け、今後以下の方向性を踏まえ、具体的な方策検討を期待する。

1 県民参加

- ①健康づくり ○国体準備・開催の過程で、日常生活で取り組む運動等、健康づくり活動を推進
- ②スポーツの裾野の拡大 ○スポーツに触れ、親しむ機会づくり ○デモンストレーションスポーツの充実
○普段スポーツをしない人が国体・スポーツに関心を持てる発信方法の検討
- ③子どもや若者、女性の参画 ○準備の早い段階から、子どもや若者、女性の意見が反映できる機会を確保
○大学生等の力を借り、子どもたちがスポーツに触れ、国体について理解を深める機会づくり
- ④多様な立場のひとの参画 ○高齢者、障がい者等の参画による国体準備・施設整備
- ⑤幅広い県民の関与 ○県民が、それぞれの立場で主体的に参画しやすい仕組みづくり
○早い時期から募金を募るなど、国体に対する県民の広範な支援を得られる仕組みづくり

2 地域振興

- ①市町との連携・協力 ○市町との連携協力による国体準備 ○早期に実施競技や会場地の検討に着手
- ②県内各地域での開催 ○競技会場はできる限り県内に分散
- ③おもてなし・観光 ○各地域の独自性が發揮できる「おもてなし」
○宿泊準備等の取り組みが、国体開催中や終了後のビジネスにつながるよう配慮

3 人の育成

- ①競技力向上・選手育成 ○国体開催後も継続できる選手育成体制づくり ○県民が地元アスリートを支援できる手法の検討
○大学生等の力を借りたジュニア育成システムの検討
- ②指導者の育成
・セカンドキャリア ○指導者、競技員等育成計画の早期策定
○指導者が国体終了後も滋賀の地で、選手育成やスポーツ推進に携わる方策を検討
- ③総合優勝についての考え方 ○総合優勝のみを目的とする一時的な強化策は取らず、選手・指導者的好循環につながる強化策のあり方を検討

4 施設の確保・競技運営

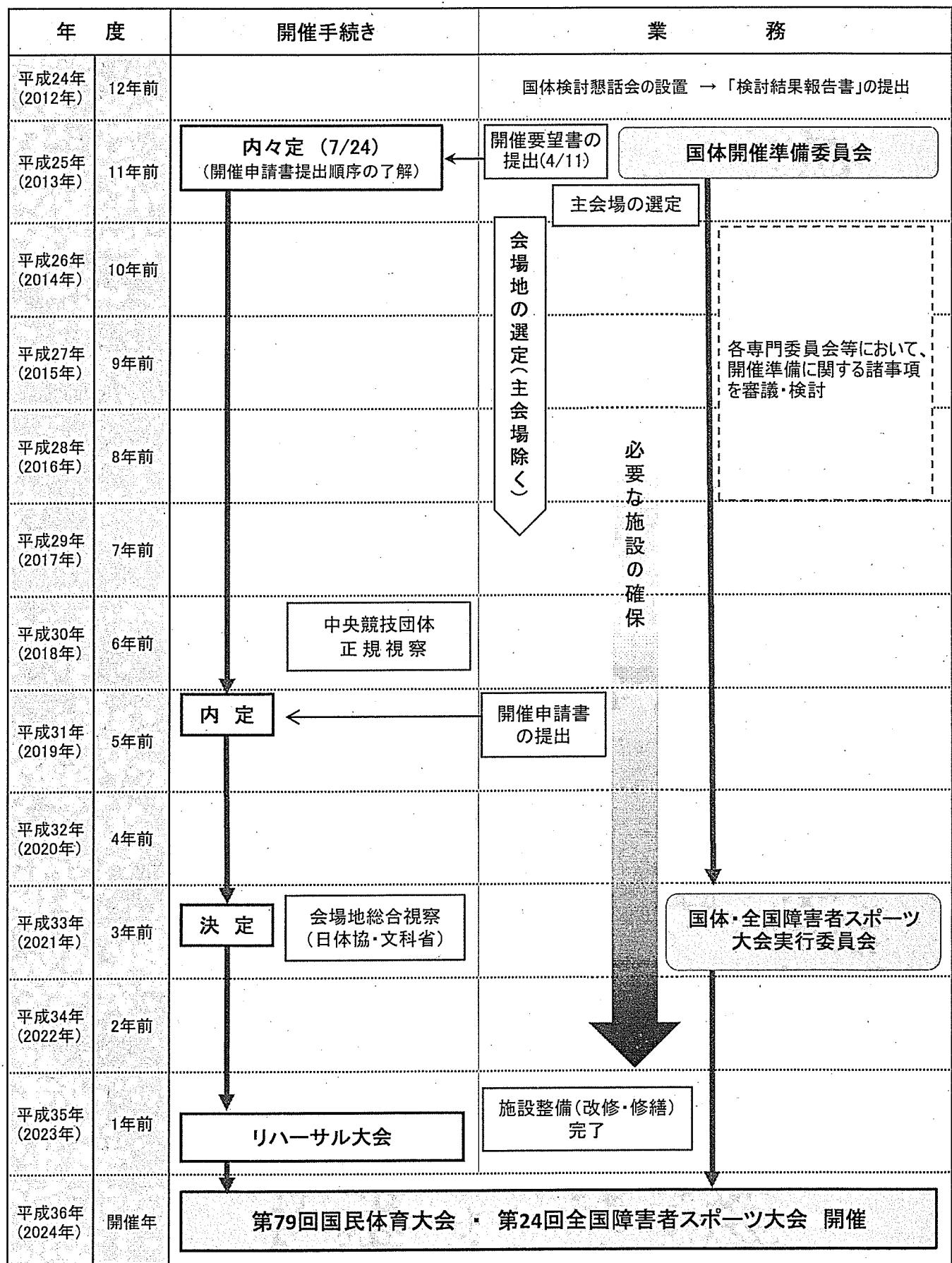
- ①創意工夫のもとでの施設の確保・競技運営 ○大学や企業等、民間の施設も含めた県内既存施設の有効活用
○国体後も多くの方が利用できる多機能性を持つ施設を検討
○他府県との連携協力による施設や設備の共同調達・利用の検討
○選手の立場に立った競技運営、宿泊施設の確保
- ②環境への配慮 ○自然エネルギー等の活用 ○環境負荷を極力少なくできるよう配慮
- ③施設整備を行う際の留意点 ○広域防災拠点としての整備検討 ○「全国障害者スポーツ大会」も念頭に置いた施設改修や整備
○施設規模は慎重に検討、場合によっては仮設対応も検討
- ④民間活力の導入 ○企業や団体の社会的貢献の場に ○民間活力による財政支出の抑制、地域経済活性化
- ⑤主会場確保と競技会場選定 ○主会場確保について対処方針を早急に策定 ○各競技会場選定等の議論を早期に実施

5 その他

- 開催準備にあたっての留意点 ○準備に要する期間を見定め、時期を逃さず準備に着手
○国体施設基準等の見直しや弾力的な運用を、日体協等に要望
○地方制度改革等の動向に留意、柔軟に対応

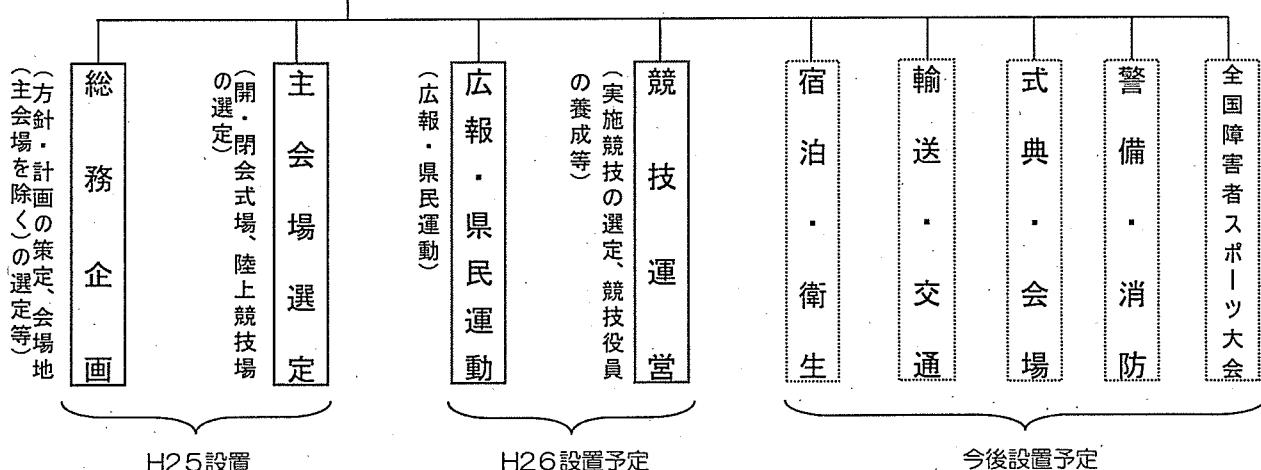
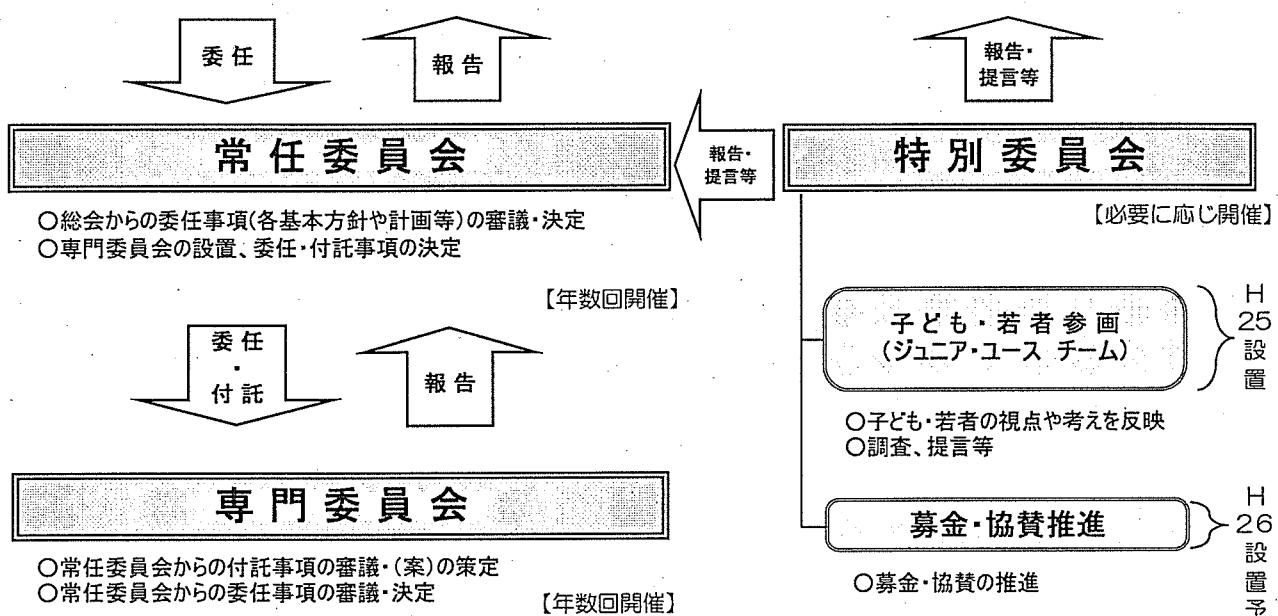
- 「ジュニア部会」の取り組みを踏まえ、子どもや若者の主体的な関与が継続して得られる取り組みを期待。
- 滋賀で将来開催される国体を、全国に「新しい国体像」を発信できる、「滋賀らしさ」にあふれた魅力ある大会に。
- 他府県にはない施設面での課題に対応するためにも、すみやかな招致表明、特に主会場選定等準備着手が必要。

第79回国民体育大会 開催全体スケジュール



第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 組織図

(事務局:県教育委員会事務局スポーツ健康課国体準備室)



総会	会長(知事)、副会長7名(県議会議長、副知事、県体育協会会长、県教育委員会委員長、市長会会長、町村会会长、滋賀経済団体連合会会长)、顧問8名(県選出国會議員)、参与60名(県議会議員、県教育委員会委員、報道各社代表)、委員236名(各市町長、各市町議会議長、各関係機関・団体の長、県部長級職員、県教育長、県警本部長等)、監事3名(県会計管理者、市町会計管理者の代表) 合計 315名
常任委員会	委員長(会長)、副委員長7名(副会長)、常任委員68名(県議会副議長・関係委員会委員長、各市町長、主要機関・団体の長) 合計 76名
子ども・若者参画特別委員会	県内の子ども・若者から公募等により選任
募金・協賛推進特別委員会	経済界等から選任
各専門委員会	各々の設置目的に応じ選任

第 79 回国民体育大会開催基本方針

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で平成 36 年(2024 年)に開催する第 79 回国民体育大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人の交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さん総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

この大会の開催を契機として、県民の皆さんより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図ります。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) 滋賀をスポーツで元気にする国体

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

(2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる国体

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

(3) 県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす国体

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、

滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

(4) 滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる国体

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

(5) 滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する国体

この大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

(6) 滋賀の未来に負担を残さない国体

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ防災等多目的に使用できる施設としての整備を目指します。

平成 25 年(2013 年)10 月 31 日
第 1 回 常任委員会決定

第 79 回国民体育大会会場地市町選定基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地は、地方におけるスポーツの推進と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民体育大会の趣旨および第79回国民体育大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1　すべての市町において、正式競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび特別競技のいずれかの競技のうち、最低 1 競技を開催することを原則とする。
- 2　同一競技は、同一市町で行うことを原則とするが、2 市町以上で開催する場合は、可能な限り近隣市町で行うこととする。
- 3　会場地の選定にあたっては、市町の開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績ならびに開催準備、大会運営および大会後の地域振興に向けた考え方方に加え、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性等を考慮し、総合的に判断することとする。

第 79 回国民体育大会会場地市町選定基準

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における会場地市町は、第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

この基準により選定を行うのは、正式競技（陸上競技を除く。）と特別競技の会場地市町とする。

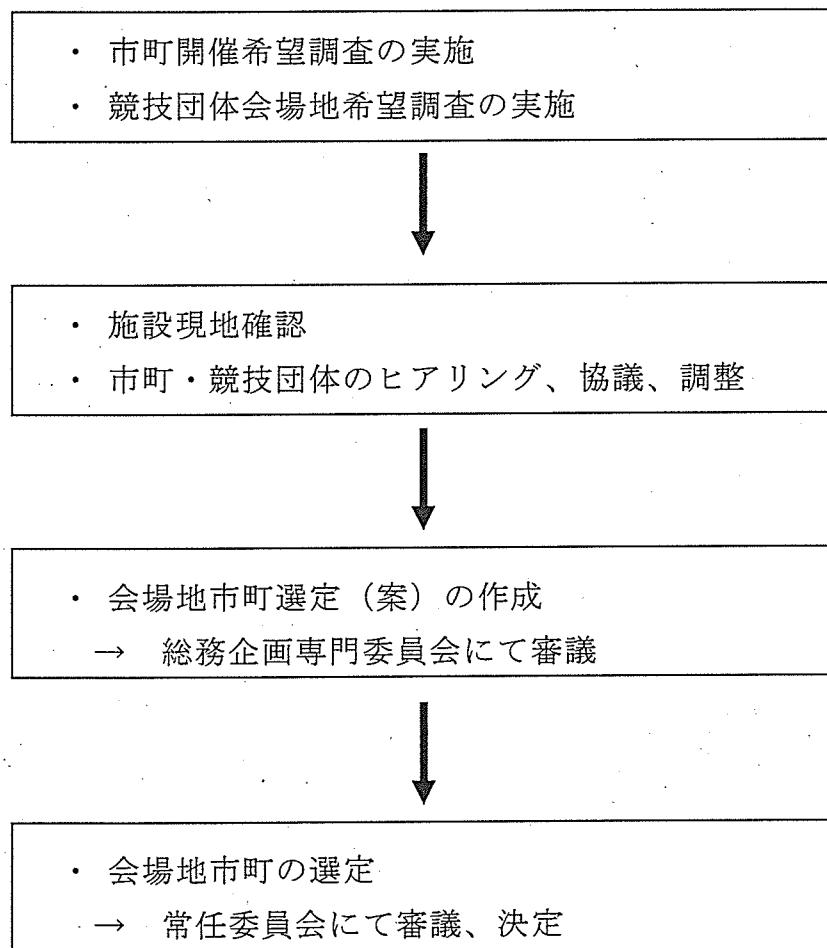
なお、陸上競技、公開競技、デモンストレーションスポーツおよび開・閉会式会場については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないようにすること。
- (3) 特定の市町や施設に競技が集中しすぎないよう、地域のバランスに配慮すること。
- (4) 会場は、原則として既存施設を活用する。施設の改修等が必要な場合には、大会開催後の有効活用を考慮するとともに、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本体育協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を原則として満たすものとすること。
但し、施設基準については、対象となる施設の整備状況等を考慮した上で、弾力的な運用を関係機関に対して要請する。
- (5) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民のボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (6) 選手・役員の輸送および交通手段ならびに宿舎を確保できること。

3 選定の手続き(概要)



平成25年(2013年)10月31日
第1回常任委員会決定

第79回国民体育大会県および会場地市町の 業務分担・経費負担基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）の開催にあたり、県および会場地市町は、次の基本方針に基づき業務を分担し、経費を負担するものとする。

1 県が担当する業務と負担する経費

- (1) 全県的な業務推進の基本となる計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な総合調整、連絡および指導に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 開・閉会式の実施、大会実施本部の運営等、全県的かつ総合的大会の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる県有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

2 会場地市町が担当する業務と負担する経費

- (1) 競技会の会場地として必要な業務に係る計画の策定および当該計画の実施ならびに推進に必要な調査、連絡および調整に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (2) 競技会の表彰式の実施、競技会実施本部の運営等、競技会実施の準備および運営に関する業務を担当し、経費を負担する。
- (3) 競技会場および練習会場となる市町有の施設・設備の整備に関する業務を担当し、経費を負担する。

3 業務分担・経費負担の細目

県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担の細目については、別に定める。

第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第79回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則第13条第4項の規定に基づき、専門委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類ならびに常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

2 委員長および副委員長は、専門委員（以下「委員」という。）の互選により選出する。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

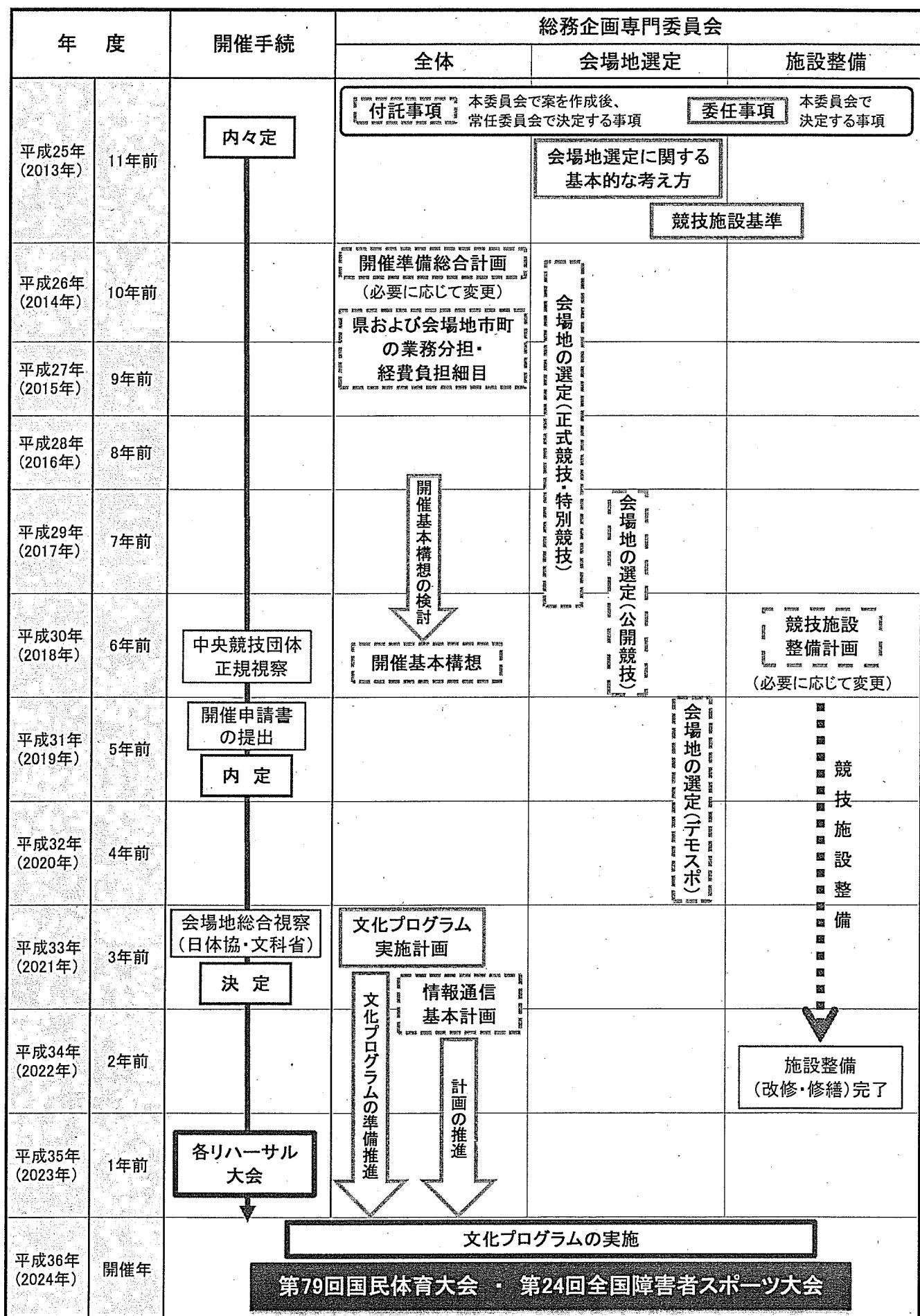
附 則

この規程は、平成25年10月31日から施行する。

別表（第2条関係）

種類	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地（開・閉会式場および陸上競技会場を除く。）の選定に関すること。 3 県ならびに会場地市町の業務分担および経費負担に関すること。 4 競技施設の整備計画の立案に関すること。 5 情報通信施設の整備計画の立案に関すること。 6 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。	1 総合的な計画の推進に関すること。 2 競技施設基準に関すること。 3 競技施設の整備計画の推進に関すること。 4 情報通信施設の整備計画の推進に関すること。 5 文化プログラムに関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項（重要な事項を除く。）に関すること。
主会場選定専門委員会	開・閉会式場および陸上競技会場の選定に関すること。	

総務企画専門委員会の主な審議事項のスケジュール



第79回国民体育大会 会場地選定に関する基本的な考え方について（案）

1 会場地選定に係る基本事項

- (1) 第79回国民体育大会会場地市町選定基本方針（第1回常任委員会決定）
- (2) 第79回国民体育大会会場地市町選定基準（第1回常任委員会決定）

2 会場地を選定する競技

(1) 正式競技、特別競技

競技会開催に向けて必要な準備期間を確保するため、できるだけ早期に選定していくこととする。

(2) 公開競技、デモンストレーションスポーツ

競技団体の開催意向を踏まえた上で、正式競技、特別競技の会場地の選定後に選定していくこととする。

※実施競技については、4年ごとに見直しが図られているため、本県が開催予定の第79回大会の実施競技は未定（平成27年に選定予定）。よって、現時点では第74回大会から第77回大会で実施される競技を前提に会場地を選定していくこととする。

※陸上競技会場は主会場選定専門委員会で別途選定することとする。

3 正式競技、特別競技の会場地選定の進め方

(1) 市町開催希望調査、競技団体会場地希望調査の実施

市町、競技団体（正式競技、特別競技）を対象に実施する。

(2) 市町、競技団体に対するヒアリングの実施

調査結果を踏まえ、市町および競技団体の意向の詳細ならびに競技会開催に向けての考え方等を聴取する。

(3) 第1次会場地選定案の作成

市町と競技団体の希望が合致したものについては、開催に必要な施設、交通、宿泊など選定基準の適合を確認した上で、競合市町のないものを第1次会場地選定案とする。

この時点で選定されなかった競技については、第2次会場地選定に向けて、市町や競技団体との調整に入る。

(4) 第1次会場地選定案の対象市町、競技団体による事前了承

第1次会場地選定案として選定された競技については、会場地となる市町および当該競技団体に事前に文書で了承を得る。

(5) 第1次会場地選定案の審議

総務企画専門委員会にて審議する。

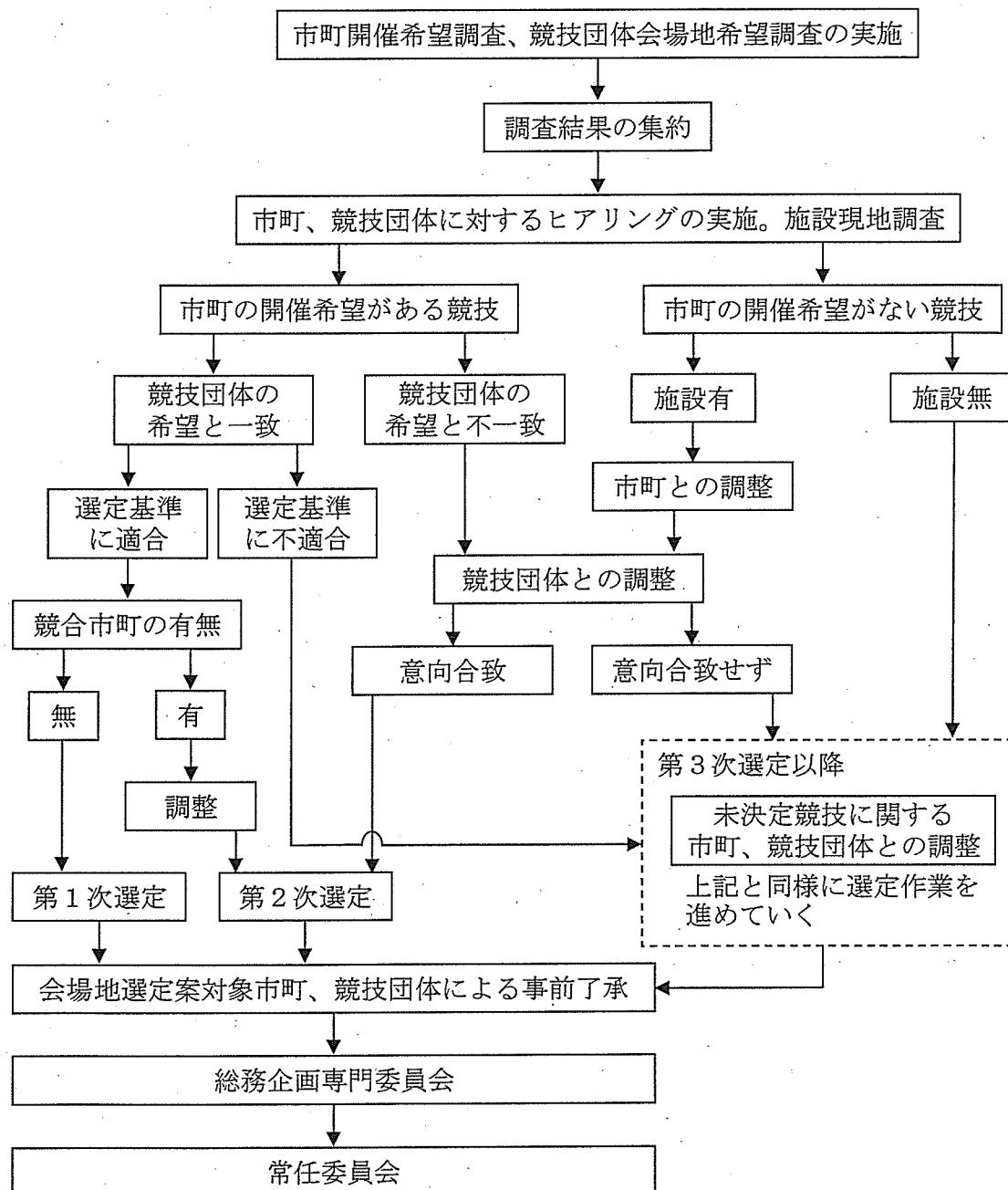
(6) 第1次会場地の決定

常任委員会にて審議、決定する。

(7) 第2次選定以降の進め方

第1次選定に向けて実施した調査やヒアリングの結果を踏まえ、市町および競技団体と次の選定に向けたヒアリングを行うなど、協議、調整を行うこととする。また、開催希望の変更についても次の選定に向けたヒアリング等で確認することとする。

【会場地選定フロー】



4 公開競技、デモンストレーションスポーツの会場地選定の進め方 別途提示することとする。

**第79回国民体育大会
会場地選定スケジュール（第1次選定までの予定）**

